

令和3年度 家庭的保育事業等指導監査実施計画

1. 基本方針

家庭的保育事業等を行う事業所に対して、児童福祉法の規定により、御嵩町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の適合状況を把握し、改善の必要がある場合に指導、助言を行うことにより、適正な事業の運営の確保を目的とする。

2. 指導監査の重点事項

(1) 職員配置基準の順守

- ・職員配置基準における職員の数及び資格等を満たしているか。

(2) 労働法規の遵守の徹底

- ・賃金や各種手当の支給、労働時間の管理、有給休暇の付与など労働基準法をはじめとする各労働法規は遵守されているか。

(3) 人材の育成と定着化

- ・適正な給与水準の確保や有給休暇の取得率の向上など労働条件の改善に努めるとともに、研修の機会を付与するなど職員の資質の向上が図られているか。

(4) 非常災害対策の強化

- ・火災、水害・土砂災害、地震等想定されるあらゆる災害に対処できる具体的な計画を立て、訓練を定期的実施しているか。

(5) 人権侵害の発生防止及びその対策

- ・身体拘束、虐待の防止を図るための対策や体制の整備、苦情解決のための仕組みの周知徹底及び公表をおこなっているか。

3. 令和3年度指導監査スケジュール

年	月	スケジュール
令和3年	10月	・書類提出（月末締切）
	11月	・指導監査
	12月	・結果通知
令和4年	2～3月	・結果公開（町ホームページ）